

第7章 食品流通局

第1節 食品流通対策

1 概 要

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、その要となる中央卸売市場及び地域流通の拠点となる地方卸売市場について、卸売市場法（昭和46年法律第35号）を改正し、市場関係業者の経営体質の強化、中央卸売市場における取引方法の改善を図るとともに、平成8年3月に策定された第6次卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の計画的整備、情報化の推進等卸売市場整備の一層の推進を図った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るために、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、9年5月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るために基本方針（第2次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

食品の品質管理と表示の改善、価格の安定、取引の合理化を図るために、食糧事務所職員等の巡回点検指導により、食品の製造、流通段階における品質管理と表示の徹底、農薬等の使用状況等についての調査点検、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール等を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概 况

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度）に基づいて整備統合が進められており、11年度末には56都市87市場（青果・水産市場33市場、青果・水産・花き市場15市場、青果・花き市場8市場、青果市場16市場、水産市場5市場、

食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、10年3月末で青果部112、水産物部97、食肉部10、花き部31、その他15で計263（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の10年度の取扱金額は青果2兆7,143億円（前年比106%）、水産物2兆9,292億円（同96%）、食肉2,394億円（同93%）、花き1,562億円（同102%）その他393億円（同89%）となっている。

(2) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

平成10年12月に決定された「農政改革大綱」において、食品流通の効率化・活性化を図る観点から、卸売市場法の見直しにより卸売市場制度の改善・強化を図ることとされ、生鮮食品等流通問題研究会（食品流通局長主催）の報告（平成11年2月）を踏まえ、卸売市場をめぐる状況の変化（産地の大型化、市場外流通の増大、関係業者の経営悪化等）に対処して、卸売市場の新たな展開と活性化を図るために、第145回通常国会において「卸売市場法及び食品流通改善促進法の一部を改正する法律について（平成11年法律第109号）」が7月15日成立、同月26日に公布された。

同法の概要は以下のとおりである。

ア 市場関係業者の経営体質の強化

(ア) 卸売業者・仲卸売業者の合併・事業譲受け等に対する金融上の支援措置（食品流通構造改善促進法の一部改正で対応）

(イ) 卸売業者に対する財務面での指導基準（流動比率、自己資本比率等）の明確化

イ 中央卸売市場における取引方法の改善

(ア) 中央卸売市場における売買取引の原則の明示

(イ) 卸売業者の取引数量・価格等の公表の義務づけ

(ウ) 市場・品目ごとの実態に応じた取引方法の設定

(エ) 市場取引委員会の設置

(オ) 確実な決済確保の明示

(カ) 商物一致規制・委託集荷規則の緩和

ウ 卸売市場の再編等の推進

なお、同法は7月26日に成功されたところであるが、開設者、市場関係業者の準備期間等を考慮して、一部の規定については施行期日を10月1日、4月1日とした。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し10年度に補助体系の抜本的見直しを行い、本年度も引き続き次の補助体系により助成を行った。

ア 補助率

新設大規模市場	4/10	1/3
既設市場	1/3	1/4

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

11年度における補助対象市場は、28都市38市場であり、補助金額115億5千万円である。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方流通の拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場330m²、水産市場200m² (産地市場は330m²)、食肉市場150m²、花き市場200m²)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、11年度末には、総合市場175、青果市場565、水産市場537 (うち産地市場346)、食肉市場25、花き市場145の計1,447市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設(第3セクターを含む)市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

公設	新設市場	1/3	1/5
----	------	-----	-----

改良市場 1/5

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

11年度における補助対象市場は6市場であり、補助金額は12億8千万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。11年度には36億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

11年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)は、食品生産販売提携事業51件、卸売市場機能高度化事業1件、食品販売業近代化事業25件、食品商業集積施設整備事業1件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

11年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産販売提携事業471億8千万円、卸売市場機能高度化事業5千万円の融資を行うとともに、財政流通構造改善緊急対策事業として食品販売業近代化事業について、機器等の導入資金助成額2億円の支援を行った。

(3) 中心市街地法の制定

空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るために、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図ることを目的として、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)」が制定された(5月27日成立、6月3日公布)。

同法の概要は以下のとおりである。

ア 国が「基本方針」を作成

イ 市町村が基本方針に即して市街地の整備改善及

び商業等の活性化を中心として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成

ウ 中小商戸の高度化を推進する機関(TMO)・民間事業者等が、「基本計画」に即して商店街や中核的商業施設の整備等に関する事業計画を作成し、これを国が認定

エ 主な支援措置

- (ア) 市街地の整備改善の推進(建設省)
- (イ) 商業・都市型新事業の活性化(通商産業省)
- (ウ) 食品の商業集積施設整備による食品産業の活性化(農林水産省)
- (エ) その他(自治・運輸・郵政省)

(4) 食品流通審議会

食品流通構造改善促進法に基づき、同法及び卸売市場法その他の法令の規定により、その権限に属せられた事項を処理するほか、食品の流通に関する主要事項の審議を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品商業基盤施設整備事業

農産物の輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化、大店法の規制緩和等の食品流通事情の変化に対応し、食品流通の合理化・効率化、消費者の多様な選択機会の確保、農林水産業の活性化、環境問題への対応等を図るため、食品流通構造改善促進法に基づく施策の一環としての支援等として、食品商業集積施設に付帯するコミュニティ施設及び魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額 2億6,478万円)

ア 事業概要

(ア) コミュニティ施設の整備

食品商業集積施設に付帯する情報提供施設、駐車場等を整備する。

(イ) 魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備

鮮魚小売店、青果小売店等から廃棄される魚腸骨等の食品廃棄物を低コストで共同処理及び高度再利用するための施設を整備する。

イ 交付先: 都道府県及び政令指定都市

ウ 実施主体: 第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率: 1/4

(2) 地域食品商業活性化施設整備事業

新鮮・安全・本物志向等食品に対する消費者ニーズの多様化・高度化及び地場産業において大きなウエイトを占める農林水産業と密接に関係する食品商業の活性化による地域活力の回復・増進が求められていること等に対処して、地場で生産された農産物等の販路拡

大を通じて消費者ニーズへの確に対応するため、販売促進施設等の施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額 1億4,880万円)

ア 事業概要

地場農産物を販売するための販売促進施設、共同利用施設等を整備する。

イ 交付先: 都道府県

ウ 実施主体: 第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率: 1/3

(3) 中心市街地食品小売業バックヤード

作業支援施設整備事業

中心市街地における空洞化の進行、消費者ニーズの多様化等に対応し、中心市街地等における食品小売業の魅力ある品揃え、食品流通の効率化等を図るために、バックヤード作業共同施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額 1億3,248万円)

ア 事業概要

保管、加工、包装等のバックヤード作業を共同化するための施設のうち安全対策施設、情報化施設を整備した。

イ 交付先: 都道府県及び政令指定都市

ウ 実施主体: 第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率: 1/4

(4) 食品商業発展基盤強化推進対策事業

国、地方公共団体、食料品小売業者が一体となって、食品商業における有効な競争を確保するための条件整備を図ることを目的として、組織の活性化・人材育成、仕入れ・配送業務の共同化、情報化等を推進するための指針策定、モデル的事業の実施等を行った。

(5) 生鮮食料品等流通改善促進事業等

食品販売業者の意識の向上とその経営改善を促進するため、(財)食品流通構造改善促進機構が行う各種事業に対し助成を行った。

(予算額 3億7,037万円)

事業内容は以下のとおりである。

ア 組織指導推進事業…会員団体の指導及びその指導者を対象とした講習会の開催等

イ 生鮮食料品等流通改善相談員設置事業…食品流通業者に対する経営改善のための専門的コンサルティングの実施

ウ 調査広報事業…調査研究及び機関誌等による普及活動

エ 教育研修事業…食品流通業界の中核となる人材養成を目的とした流通大学講座の開講等

オ 食料品商業先進経営技術集積事業…優良な中小食料品店の経営技術の集積による経営改善のためのマニュアルの作成等

カ 食料品小売業近代化推進特別対策事業…食料品小売業者等の組織機能の向上を図る等

キ 業種別講習指導事業…全国団体の会員を対象とした業種別講習会の開催等

ク 食品流通構造改善計画推進事業…構造改善計画を作成する者に対しての指導等

ケ 食品商業情報取引実践モデル事業…最新の情報技術を活用し、地域の食品販売業者が共同で受注、配達、代金決済等の在宅取引（電子御用聞き）を行うためのシステムの開発及び実験事業の実施

コ 地域食品商業活性化人材育成事業…地域社会の担い手となる中小食品商業について、後継者育成のための教育システムの構築及び中小食品販売業者が専門知識と経験を活かして、その役割を地域で發揮するために共同で行う地域活性化のための実践事業の実施支援等

サ 遠隔产地等一貫低温物流システム確立事業

鉄道・船舶が有する大量低廉輸送機能とクールコンテナが有する品質保持機能を併せて活用することにより、遠隔产地等から消費地に輸送する低コスト幹線低温物流システムの構築の実施

シ 中心市街地食品小売業支援ソフト開発事業

食品卸売業者、食品小売業者等の情報ネットワークとEDIの活用を通じて、中心市街地等における食品小売業の魅力ある品揃え、食品流通の効率化等を図るための受発注等管理ソフトの開発の実施

(6) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、11年度においても引き続き実施した。 (予算額126万円)

(7) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るために総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫資金（食品流通改善資金）及び系統等金融機関が行う貸付けに対する利子助成による長期低利の資金を融通する食品流通構造改善貸付制度による助成を行った。

(8) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行って

きており、11年度においても貸付枠を899億円とし、前年度に引き続き低利融資を行った。

6 食品流通の効率化

(1) 生鮮流通ロジスティックス構築モデル事業

生鮮品は流通可能期間が短い、かさが張り流通効率が低い、毎日消費するため多頻度配達が避けられない等の特徴を有しており、他の物品に比して物流効率化への取組みが特に必要となっている。

このため、卸売市場を軸とする産地、小売の各段階を通じた情報ネットワークを活用して、生鮮流通の分野におけるロジスティックス（物流効率化のための総合的、戦略的なシステム）を構築する取組みを支援する事業を実施した。 (予算額6億1,742万8千円)

(2) 食品物流一貫パレチゼーション普及促進事業

食品の物流効率化や物流コストの低減を図るために、輸送・配達、保管等における積卸し作業等の効率化の観点から有効なシステムである一貫パレチゼーションの普及促進を図る事業を実施した。

(予算額995万6千円)

(3) 食品流通改善巡回点検指導事業

安全かつ良質な食品の供給と表示の改善、需給及び価格の安定と取引の合理化を図るために、食糧事務所職員等による巡回点検指導により食品の生産・製造・流通段階における品質管理と表示の徹底、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール、農薬等の使用状況についての調査点検等を行う事業を実施した。

(予算額1億4,115万9千円)

(4) 食品ロジスティックス推進事業

食品物流の一層の効率化を図るために、生産から消費に至るまでの段階を一体的にとらえ、ロジスティックスの観点からの物流効率化に関する基礎的、先端的な調査・検討を行う事業を実施した。

(予算額787万3千円)

(5) 食料品内外価格差要因分析事業

食料品の生産から流通・消費に至るコスト構造、取引慣行等の実態面の国際比較等により、食料品の内外価格差の要因について調査・分析を行った。

(予算額1,833万8千円)

7 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成11年度における商品取引所の現物先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり2,829万枚で、ブロイラー、鶏卵の新規

表1 商品取引所一覧 (12年3月31日現在)

取引所名	所在地	開所年月日	会員数	うち商品取引員	上場商品	上場商品の内訳(主なもの)	役員数	職員数
東京穀物商品取引所	東京都中央区	昭和27.10.10	188	80	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆、コーヒー、とうもろこし、粗糖	26	72
中部商品取引所	名古屋市	" 26.5.16	117	43	農産物、畜産物、砂糖、繭糸	小豆、輸入大豆、鶏卵、乾繭	28	27
関西商品取引所	大阪市	" 27.10.6	138	55	農産物、砂糖、繭糸、飼料指数	小豆、輸入大豆、粗糖、生糸、国際穀物等指数	26	43
関門商品取引所	下関市	" 28.10.1	72	48	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆、とうもろこし、ブロイラード	22	20
横浜生糸取引所	横浜市	" 26.5.12	46	35	繭糸	生糸、乾繭	23	21
農林水産省所管5取引所合計			市場別延559	同261	5商品		125	183

上場等もあったことから、前年度に比べ18.8%の増加となり、品目別ではアラビカコーヒー184.6%増、ロブスタコーヒー74.2%増、とうもろこし45%増、輸入大豆16.5%減、小豆34.8%減、乾繭36.3%減、生糸108.8%増となった。また、売買約定金額は前年度に比べて0.9%減少し約28兆円となった。この結果、通商産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は26.0%となった。

表2 11年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	18,188	187,584
中部商品取引所	1,169	9,559
関西商品取引所	2,288	19,009
関門商品取引所	5,315	52,611
横浜生糸取引所	1,330	6,778
農林水産省所管	28,291	275,541
取引所合計		

(注) 中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

(2) 商品取引所定款等の変更認可

平成11年度においては、延べで定款6取引所、業務規程7取引所及び受託契約準則6取引所の変更認可が行われた。

変更の主な内容は、以下のとおりである。

ア 定款の変更…新規商品の試験上場（10.26中部、10.26関門）等

イ 業務規程の変更…標準品等の格差決定方法の変更（5.12関西、横浜）等

ウ 受託契約準則の変更…特定の電子取引の特例の改正（2.1東穀・横浜・関西・中部・関門）等

(3) 商品取引員

平成12年3月末日現在の商品取引員は110社であり、このうち、農林水産省所管商品取引員は107社である。商品取引所法の規定に基づき商品取引員の新規参入、新規許可を11年度は28社4市場につき行った。

(4) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づき許可を受けた商品投資販売業者は平成12年3月現在で95社、商品投資顧問業者は12社となっている。12年3月末までの商品ファンドの累計販売額は5,782億円に達した。

第2節 野菜対策

1 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大きいことなどから、需給、価格のかなりの変動が避けられないという特質がある。

11年度の春野菜については、5、6月は天候に恵まれ、出荷が順調であったことから、ほとんどの品目が平年を下回る価格で推移した。

夏野菜については、7月以降、全国的に天候が不安定であったことから、価格は短期的に変動を繰り返した。

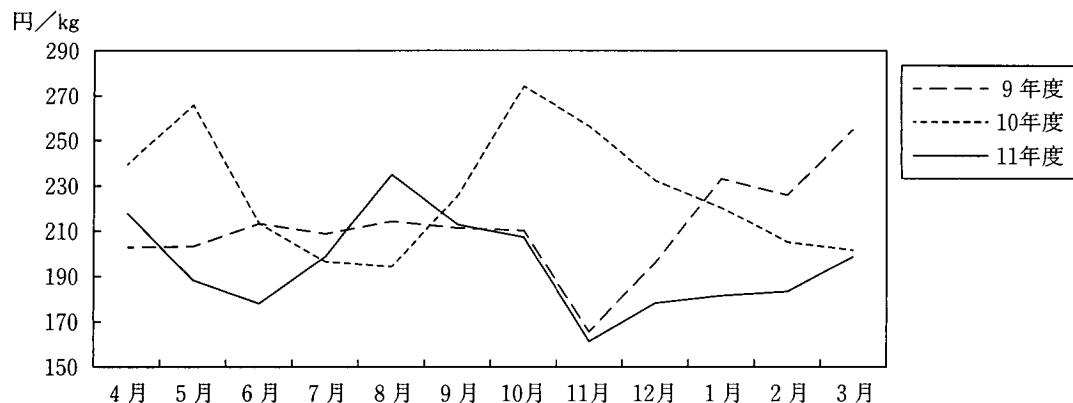
秋冬野菜については、降雨等により種定植が若干遅れたものの、その後天候に恵まれ、露地野菜の生産が良好であったこと等から、総じて平年を下回る価格で推移した。

また、11年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

年度・月	指数	前年度比上昇率	年度・月	指数	(全国, 7年=100) 前年度比上昇率
10	112.4	10.2	11. 9	107.7	△ 3.0
11	97.0	△13.7	10	112.9	△18.7
11. 4	103.7	△ 8.2	11	93.6	△32.2
5	98.0	△19.6	12	83.4	△30.0
6	89.3	△17.1	12. 1	91.1	△17.7
7	95.4	△ 1.9	2	87.2	△15.0
8	108.5	15.5	3	92.9	△13.2

図 野菜の卸売価格の推移 (1・2類都市市場)



平均で前年に比べ13.7%下落し、97.0(7年=100)となつた。(表3)

2 野菜価格安定対策

(1) 野菜指定産地の指定

需要見通し等から推定される指定消費地域における指定野菜の需要動向に即するように、野菜指定産地の指定を行っており、10年度までに1,188産地を指定したが、11年度においては、更に17産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち15産地の指定解除を行つた。このため、野菜指定産地は2産地増加し、合計1,190産地となつた。

(2) 野菜指定産地推進指導

ア 野菜指定産地活性化推進調査事業

野菜指定産地の指定、活性化等の基礎資料とするため、野菜指定産地を中心に生産出荷構造の動態を把握するとともに生産出荷見通しを作成するのに要する経費に対して助成した。
(予算額428万円)

イ 野菜指定産地計画育成強化事業

(ア) 野菜指定産地計画育成強化事業

都道府県が、野菜指定産地を計画的に育成するため候補地を選定し育成計画の樹立及び調査指導を行うのに要する経費に対して助成した。

(予算額440万4千円)

(イ) 野菜指定産地育成強化指導事業

都道府県が、野菜指定産地の生産出荷体制の育成強化を図るため、野菜指定産地育成強化指針を作成するのに要する経費に対し助成した。

(予算額246万6千円)

(3) 計画生産出荷

ア 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

(ア) 野菜需給均衡総合推進事業

a 野菜需給安定推進事業

主要な野菜について的確な需給調整を図るため、全国生産出荷団体が、野菜需給安定中央推進会議を開催するとともに、その成果を踏まえ、全国生産出荷団体及び県生産出荷団体が、品目別に野菜需給安定協議会を開催し、また、価格低落時には緊急需給調整会議を開催するほか、野菜需給調整担当者の研修会を行つた。

b 重要野菜需給調整推進事業

キャベツ、たまねぎ等消費生活上重要であり、特に需給の安定を図る必要のある野菜（重要野菜）について、全農がその系統組織を活用して都道府県段階及び全国段階で生産出荷適正化協議会を開催し、生産出荷計画を作成するとともに、計画に基づく生産出荷を推進した。

c 産地連携野菜安定供給推進事業

輸入が急増又は急増するおそれのある野菜について出荷時期等の異なる産地が連携して年間を通じた安定的な供給を推進するための体制を整備すること等により、国産野菜の安定供給の推進と需要の確保に取り組むのに要する経費に対して助成した。

(イ) 重要野菜緊急需給調整事業

(ア)の(イ)の計画生産出荷を推進する過程で、重要野菜の著しい価格変動に対処して全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急需給調整を行うために、(社)全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

(ハ) 指定野菜緊急出荷調整事業

夏秋レタスの著しい価格変動に対処して、全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急出荷調整を行うために、(社)全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

(ニ) 価格回復緊急出荷調整事業

指定野菜（重要野菜及び夏秋レタスを除く）及び特定野菜の著しい価格変動に対処して、県生産出荷団体が緊急需給調整を行うため、交付金等の交付を行う野菜価格安定法人へ助成する野菜供給安定基金が必要な資金の造成を行った。

(オ) 野菜需給安定促進情報事業

野菜の計画的な生産出荷、需給調整等を推進するため、その生産、流通、消費等に関する情報のデータベース化、利用システムの開発、提供等を行った。

イ 野菜指定産地生産出荷協議会

重要野菜を除く指定野菜については、野菜指定産地、都道府県及び地域ブロック段階で野菜指定産地生産出荷協議会を行い、生産出荷の合理化・計画化等を推進した。

(参考) 10年度協議会等開催実績

全国野菜需給会議	2回
全国生産出荷適正化協議会	8回
地域生産出荷協議会	40回

(4) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、前年度に引き続き、野菜供給安定基金が、指定野菜の指定消費地域における価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、価格補てん事

業を実施した。

この事業の適正かつ円滑な運営を期すため、11年度においては次のとおり事業の拡充強化を図った。

ア 保証基準額の改定

価格補てんを行う際の基準である保証基準額を最近の需給事情、市場実勢価格を総合的に勘案して、平均で2.1%引き上げた。

イ 価格補てん対象地域の拡大

「冬春きゅうり」（11～6月）について、沖縄ブロックを価格補てん対象地域として追加した。（延べ976種別）

ウ 交付予約数量の増加等

野菜指定産地から指定消費地域に出荷される指定野菜について、価格補てん事業のカバー率を高めるため、交付予約数量の計画的增量を行った。

本事業の11年度における資金造成総額は983億3,378万円（別に国庫債務負担行為限度額160億2,999万円）であり、道府県を通じ12億7,871万円を助成した。

11年度における価格差補給交付金の交付額は、151億7,928万円である。

(5) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下「野菜価格安定法人」という。）が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

11年度においては、特定野菜として、ちんげんさいを加え、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セリリー、そらまめ、生じいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまとひも及びれんこん（合計28品目）が指定されているほか、しとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、11年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

11年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認

定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。	
交付予約数量	443,867t
野菜価格安定法人必要造成額	145億2,214万円
野菜供給安定基金準備額	84億3,864万円
11年度分に係る価格差補給交付金交付額	17億2,675万円
うち、野菜供給安定基金助成額	6億4,345万円

(6) 野菜価格安定緊急対策事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、キャベツ、たまねぎ等を買い入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。(キャベツ等13,800t、たまねぎ等6,300t)

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。(キャベツ等の苗330万本)

3 野菜の流通・加工対策

(1) 野菜消費改善総合対策事業

野菜の健康面での重要性の普及・啓発による全国的規模での野菜消費改善を推進するため、野菜の機能等に関する調査、消費動向調査、野菜フォーラムの開催等を行った。 (予算額3,600万1千円)

(2) 「旬の野菜」需要増進事業

鮮度、品質、安心感に加え、価格も安く、おいしいといった利点がある旬の野菜に対する需要を喚起するため、啓発パンフレットやポスターの作成・配布、消費者等を対象としたセミナーの開催等を実施した。

(予算額1,636万1千円)

(3) 国産野菜流通体制整備特別対策事業

国産野菜の地域流通の活性化を促進するため、出荷規格の簡素化、ばら出荷の推進、通い容器導入等による出荷労力・コストの削減、朝どり野菜の高鮮度流通、出荷形態の改善等による量販店等のニーズへの対応等地域流通構造の改善を行った。

(予算額9,072万円)

(4) 低コスト・省資源型野菜流通システム等検討事業のうち

規格簡素化野菜流通等推進事業

野菜の流通コストの低減を図るために、簡素化規格の普及定着等を検討するとともに、産地における規格簡素化導入の効果等について調査を行った。また、これら調査結果等を踏まえて簡素化規格を導入するための普及定着方策を策定した。 (予算額1,209万8千円)

(5) 野菜産地流通システム検討推進事業

農家の労働力不足の中で、川中、川下からの出荷に対する多様なニーズに応えるため、新しいコスト分析手法を用いて生産者から集出荷施設までの段階も含めた最適な集出荷・流通システムを構築し、コスト低減を図るために、先進産地等の実態調査、流通段階のコスト分析及びこれら調査結果等について関係者へのシンポジウムを開催した。 (予算額1,800万4千円)

(6) 生鮮食品流通改善技術協力基礎調査事業

東アジア地域においては、野菜等の流通段階におけるシステムが未整備なため、多量のロスの発生等から国民の野菜摂取が低い水準におかれている。このため、我が国の野菜流通に係る技術や経験を取りまとめ、分析・加工するとともに、これらの技術を国際協力に適用するための前提となる当該発展途上国の野菜の流通をとりまく状況等についての基礎調査を行った。

(予算額748万6千円)

(7) 先進的野菜流通システム実態調査事業

我が国において想定される流通システムの変化に対応した国内野菜産地の誘導に資するため、米国等海外の流通規格も含めた流通実態と既に国内で展開している流通実態の調査を行った。 (予算額562万3千円)

(8) 原料野菜契約取引高度化モデル事業

フードシステム連携強化・循環推進事業の一環として、原料野菜の契約取引の高度化を推進し安定供給体制の確立を図るために、周年供給や野菜残さのリサイクル等を取り込んだ契約取引の推進活動、契約取引を円滑かつ継続的に行うための施設の整備等を行った。

(予算額2億3,913万円)

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、12年3月末現在で総数858組合(うち連合会は76)となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、12年3月末現在で52組合(うち全国を区域とする商工組合は9組合、連合会は13

組合), 協業組合で農林水産省が直接所管するものは1組合となっている。

(2) 中小企業の経営革新の支援

中小企業経営革新支援法(平成11年3月31日法律第18号)に基づき, 中小企業が創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じ経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業, 異業種グループ等への支援を行うため, 金融, 税制等の特例措置を講じた。

(3) 中小企業近代化の促進

ア 中小企業構造改善計画の策定

中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)に基づく農林関連業種の特定業種について, 国が定める近代化計画に基づき, 平成11年度の構造改善計画が作成され, 農機具販売整備業, 普通合板製造業, 天然木化粧合板製造業, 一般製材業及び小麦粉製造業の構造改善事業を前年度に引き続き実施した。

イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては, 中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付のほか, 中小企業事業団による構造改善等高度化貸付を行った。

また, 税制上の措置としては, 特定業種に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

(4) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については, 中小企業体质強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し, 金融上の特例を受けられるよう措置し, 事業転換の円滑化等に努めた。

(農林水産関係の全国指定業種…17業種, 同地域指定業種…5業種)

(5) 中小企業金融制度

ア 中小企業設備近代化資金制度

中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく中小企業設備近代化資金貸付については, 11年度貸付総額179億円となっている。

なお, 農林水産省関係指定業者(34業種)に対する貸付状況は表4のとおりである。

表4 中小企業設備近代化資金貸付状況

業種	金額(百万円)
農林水産業	1,131

(注) 中小企業庁調べ。(11年度)

イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫, 国民生活金融公庫, 商工組合中央金庫の11年度融資における貸付計画額はそれぞれ25,444億円, 48,210億円, 1,690億円(制度枠)であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表5のとおりである。

表5 11年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高
金額(億円)

業種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	4,238	512	3,365
木材, 木製品製造業	1,685	566	2,489
計	5,923	1,078	5,854

(注) 1 食料品製造業には酒類を含む。

2 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

3 国民公庫については、11年度の貸付実績(国民公庫調)である。

ウ その他

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による金融安定化特別保証制度及び倒産関連保証制度の保証の特例措置を引き続き講じた。

(6) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)に基づく特定農産加工業として、平成元年度から平成7年度までの間に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いだ実施した。

(7) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特例措置法(平成11年法律第131号)に基づく特定業種として、水産缶詰製造業、野菜缶詰・果実缶詰製造業(瓶詰製造業を含む。)、一般製材業、普通合板製造業、食鳥処理加工業、砂糖製造業(砂糖精製業を除く)、砂糖精製業、木材チップ製造業を指定し、これらの者が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

平成9年9月24日に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、平成11年10月1日に日本政策投資銀行が設立され、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫が廃止された。

ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の11年度における資金運用は「平成11年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」(平成11年6月15日閣議決定)に基づいて行われ、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、構造改革を推進するとともに、我が国経済社会の中長期的な発展のための基盤の充実を図ることを基本とした政策融資が行われた。出融資の規模は1兆3,080億円であり、そのうち、当省関係の特権として、物流基盤整備枠等があり、食品流通対策、食品工業団地、遠洋漁業等の各資金が特掲されている。

なお、融資状況は表6のとおりである。

表6 11年度日本開発銀行当省関係融資状況
(平成11年4月～9月)

対象事業	金額(百万円)
食品流通対策	340
食品工業団地	100
農村地域工業等導入促進	105
その他の	2,080
合計	2,625

(注) 日本開発銀行調べ。

イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の11年度における出融資の規模は1,720億円で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表7のとおりとなっている。

表7 11年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況
(平成11年4月～9月)

対象事業	金額(百万円)
農村地域工業等導入促進	665
再資源化(動植物性残さ)	300
その他の	151
合計	1,116

(注) 北海道東北開発公庫調べ。

ウ 日本政策投資銀行

日本政策投資銀行の11年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆4,578億円であ

り、そのうち当省関係として食品の効率的かつ安定的な供給を目的とした食品安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進等資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした廃棄物・リサイクル対策資金等が整備されている。

なお、融資状況は表8のとおりとなっている。

表8 11年度日本政策投資銀行当省関係融資状況
(平成11年10月～12年3月)

対象事業	金額(百万円)
食品流通対策	1,400
農村地域工業等導入促進	200
その他の	860
合計	2,460

(注) 日本政策投資銀行調べ。

(2) 税制

11年度の税制改正は「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第9号)及び「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)等が3月31日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に係る11年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「措」租税特別措置法、「地」地方税法

ア 拡充された措置

(国税関係)

(ア) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中心市街地食品流通円滑化事業の用に供する商業施設等を取得した場合の特別償却制度の創設(措44の7)

(イ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づき実施する現物出資による共同出資子会社の設立に係る譲渡益課税の特例措置の創設(措66)

(ウ) 中小企業経営革新支援法に基づく次に掲げる措置の創設

a 経営革新計画に従って中小企業者が取得等する一定の機械装置に係る税額控除又は特別償却(措10の4、42の7)

b 経営基盤強化計画の承認を受けた組合等の構成員である中小企業者が所有する機械装置等に係る割増償却(措13の2、46)

c 経営革新計画又は経営基盤強化計画の承認を受けた組合等が構成員に賦課する負担金の特別償却及び組合等が負担金により取得する試験研究用資産の圧縮記帳(措18、52、66の10)

d 経営革新計画又は経営基盤強化計画の承認を受けた組合等の増加試験研究費の税額控除の対象への追加（措10, 42の10）

e 経営革新計画の承認を受けた中小企業者の欠損金について繰戻し還付（措66の14）

(エ) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度を拡充（過去5年間のうち多い方の3年間の平均額を超える部分の15%を税額控除）するとともに2年延長（措10, 42の4）

a 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特例措置

b 食品産業及び農薬製造業における特例措置

c 鉱工業技術研究組合法に基づく特例措置

d 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく特例措置

e 国等の試験研究機関との共同研究

(オ) 中小企業技術基盤強化税制について、平成12年3月31日までの間に開始する事業年度（平成12年分）については税額控除割合を10%とすること。（措10, 42の4）

(カ) 中小企業投資促進税制について、対象となる貨物自動車の範囲を拡充した上、中小企業者等が平成12年5月31日までの間に機械装置、事務処理の能率化等に資する器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得等した場合に税額控除又は特別償却（措10の7, 42の12）

（地方税関係）

(ア) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する中心市街地食品流通円滑化事業の用に供する一定の土地に係る特別土地保有税の非課税措置の創設（地586）

(イ) 中小企業経営革新支援法に規定する経営革新計画又は経営基盤強化計画に従って実施される一定の事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の創設（地586）

(ウ) 中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画に従って実施される事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置の創設（地701の34）

イ 延長された措置

（国税関係）

(ア) 商業施設等を取得した場合の特別償却制度（措44の7）

a 中小小売商業振興法に基づく特例措置

b 食品流通構造改善促進法に基づく特例措置

(イ) 協同組合等の留保所得の特別控除制度（措61）

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が行う設備廃棄により生ずる損失に係

る欠損金の繰越控除期間の延長制度（措66の12）

(エ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度（措10の4, 42の7）

a 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特例措置

b 外食産業における特例措置

(オ) 公害防止用設備（騒音防止用設備）に係る特別償却制度（措11, 43）

(カ) 脱特定物質対応型設備の特別償却制度（措11, 43）

(キ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づき特定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却制度（措11の3, 44の4）

(ク) 中小企業者の機械等の特別償却制度（措12の2, 45の2）

(ケ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度及び同組合が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳の特例措置（措18, 52, 66の10）

a 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特例措置

b 鉱工業技術研究組合法に基づく特例措置

c 中小企業近代化促進法に基づく特例措置

d 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく特例措置

(コ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づき特定事業者が事業用資産を買換え・交換した場合の課税の特例措置（措37, 37の4, 65の7, 65の9）

(ハ) 勧告等によってする登記に係る登録免許税の税率の軽減措置について、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事項（措80）

（地方税関係）

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく承認計画に従って営業の譲渡を受けたものが不動産を取得した場合の税額の減額措置（地附11の4）

(イ) 地域エネルギーを利用した設備を農業者等が取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置（地附15）

(ウ) 食品企業等が脱特定物質対応型設備を取得した場合の課税標準の特例措置（地附15）

(エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定事業所に対する事業所税の課税標準の特例措置（地附32の8, 32の9）

(オ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定農産加工業者が経営改善措置等の事業に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置（地586）

ウ その他の措置

農産物等の商品先物取引に係る取引所税を、平成11年3月31日をもって廃止する。

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、101社に新たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度（現行外為法施行）以降12年3月末現在の累計企業数は、3,102社となっている。

表9 農林水産省所管外資系企業数
(新規参入企業数)

業種／年度	(12年3月末日現在)				
	8年度 末累計	9年度	10年度	11年度	累計
製造業	496	13	14	20	543
飲食業	431	22	17	16	486
農林水産業	67	0	1	0	68
輸出入販売	1,744	62	33	63	1,902
その他	92	3	6	2	103
合計	2,830	100	71	101	3,102

(注) 1 農林水産省の受理実績による。

2 8年度末累計は55年度以降の累計である。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度74件、150億1,200万ドルの投資が行われたため、12年3月末現在累計投資実績は、4,962件、296億4,200万ドルとなっている。

(4) 企業公害防止策

ア 公害対策調査指導

(ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は通産大臣が行う国家試験の合格者又は主務大臣が行う資格認定講習の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水

産省においては11年度において資格認定講習9回（地方農政局等が実施したもの8回、民間団体に委託して実施したもの1回）を実施し、全体で454人が資格認定講習を修了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るために研修会を開催した。

(ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センター内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(5) 農林水産関連企業環境対策

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るために行政、産業界、消費者等が一体となった取組が重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」(112団体うち農林水産省関係17団体)が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓発普及活動など広範なリサイクル国民運動を展開している。

3 食品産業行政

(I) 食品産業技術対策

ア 新技術開発事業

財食品産業センターが行う、食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 食品の機能性向上技術の開発

バイオテクノロジー等の先端技術を用いて食品の機能性成分の設計・改良を行い、機能性、摂取性等を向上した新たな食品素材の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「食品の機能性向上技術の開発」に対し、助成を行った。

ウ エネルギー利用効率向上等環境調和型食品製造システム技術の開発

食品製造における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー型食品加工技術及び廃熱等の有効利用技術の開発を推進するため、食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

エ フードシステム連携強化・循環推進技術確立事業

フードシステム連携強化・循環推進対策の一環として、農産物の生産、加工、流通、消費に至るフードシ

システム全体の効率化、食品産業廃棄物の農業利用の促進等に資する現地実証検討及び当該検討結果等に基づく必要な技術開発を推進するため、(社)食品需給研究センターが行う「フードシステム連携強化・循環技術確立事業」に対し、助成を行った。

オ 食品中の微量物質制御等安全性確保技術の開発事業

内分泌かく乱物質の溶出のおそれのない食品包装容器の開発等微量物質の制御技術を開発するため、(財)食品産業センターが行う「食品中の微量物質制御等安全性確保技術の開発事業」に対し、助成を行った。

カ 食品容器包装リサイクル高度化技術の開発

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に対応し、食品包装容器の再生利用技術を早急に確立するため、開発技術の現地実証検討を行うとともに、当該検討結果等に基づいた技術開発を実施するため、(社)日本食品科学工学会が行う「食品容器包装リサイクル高度化技術の開発」に対し、助成を行った。

キ 食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業

食品製造業等の有機性廃棄物の肥飼料素材化等有効利用技術の実証等を行うことにより効率的な処理システムを開発し、資源の有効活用を図るために、(社)食品需給研究センターが行う「食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ク 食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業 加工食品原料（特に国産原料）の品質のばらつき等の問題に対応し、製品品質の高位安定を実現し、かつ、近年の熟練労働者の不足に対応し、学習機能があり、条件反射的に作動する高精度な制御技術の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ケ 電磁場等活用食品加工技術の開発事業

電場、磁場、超音波等の有するエネルギーの活用により、大きなエネルギー消費を伴わず、加熱や物性の改良、酵素・微生物の活性化等新技術の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「電磁場等活用食品加工技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

コ 次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業

近年進歩の著しい遺伝子工学や画像処理技術を応用し、多段階反応の集約化を可能とする酵素や高温耐性酵素を用いて、飛躍的に性能の高い次世代バイオリア

クターシステム技術の開発を推進するため、(社)農林水産先端技術産業振興センターが行う「次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

サ 健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発

国研の研究成果を活用しつつ、民間企業の持つ先端的な技術を応用して、健康に寄与する機能性素材の安定的な加工技術及び未利用素材からの効率的抽出技術の開発を推進するため、(社)食品需給研究センターが行う「健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

シ エコシステムの制御による高度排水処理技術の開発事業

食品工場向けの汚泥発生量が大幅に少ない排水処理技術を開発し、新たな産業廃棄物の処理体系に対応した排水処理システムを確立するため、食品産業環境保全技術研究組合が行う「エコシステムの制御による高度排水処理技術の開発事業」に対し、引き続き助成を行った。

ス 糖質工学を応用した炭水化物の多面的利用技術の開発事業

新しく開発された酵素の利用、化学修飾等の糖質利用技術の活用により、新甘味料等の新製品につながる実用的技術を開発し、炭水化物の多面的利用を図るために、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「糖質工学を応用した炭水化物の多面的利用技術の開発事業」に対し、引き続き助成を行った。

セ 高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発事業

安定性が高く高機能なバイオセンサーを開発し、これらを活用して食品の製造工程や品質の効率的な管理技術、新食品の製造技術を開発するため、(社)農林水産先端技術産業振興センターが行う「高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発事業」に対し、助成を行った。

ソ 食品製造工程機器管理システム開発事業

多品種少量生産を行う食品企業の生産の安定と効率化を推進するため、(財)食品産業センターが行う製造過程のトラブルの未然防止と是正のためのシステム(PMSS)開発のための「食品製造工程機器管理システム開発事業」に対し、助成を行った。

タ 食品産業技術情報活動事業

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、(財)食品産業センターが行う情報の収集・提供体制の整備に対し、前年度に引き続き

助成を行った。

チ 食品産業技術海外協力円滑化事業

開発途上国の現状に即した食品産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受入れ等の事業に対し助成を行った。

ツ 産学官連携技術開発中央支援事業

フードシステム連携強化対策の一環として、食品製造業等の起業化に必要な技術的支援及び産学官との提携による技術交流を促進するため、助食品産業センターが行う地方レベルの技術アドバイザーの養成、専門技術指導者の派遣によるコンサルティング、総合交流会の開催等の事業に対し、助成を行った。

(2) フードシステム連携強化・循環推進事業

農産物の生産から加工・流通・消費に至る食料供給の一連の流れであるフードシステムを構成する食品産業と農業との連携を強化しつつ、国産農産物の利用拡大、需要に即した食品の生産・消費の拡大及び資源循環利用の推進等を図るため、①基本計画の策定、組織化の推進、具体的連携方策の企画検討、②地域資源を活用し需要に即した新製品開発、有機性廃棄物の堆肥化・飼料化の実験実証、③製品の評価・改良、アンテナショップの開催等による実需者・消費者との相互理解の促進と販路拡大、④連携強化・循環推進に資する技術基盤設備の整備、⑤地域資源の有効利用、有機性廃棄物の堆肥化・飼料化、販路開拓等を図るモデル的加工施設の整備等の取組を行った。

(予算額 9億4,698万6千円)

(3) 食品の製造過程の管理の高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づき、これまでに食肉製品、容器包装詰常温流通食品、炊飯製品、水産加工品、乳及び乳製品、味噌、醤油製品等10の食品について指定認定機関を指定し、食品の製造又は加工の事業を行う者が製造過程の管理の高度化を図るために認定高度化計画に基づき施設設備を整備するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を実施した。

(4) 立地対策

ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るため、工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づき指導を行った。

イ 食品工業団地形成

(ア) 食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品生産、製品流通の各基地を一体化した食品工

業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通知)に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして食品流通局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か所である。

(5) 外食産業対策の推進

ア 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への的確な情報、調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

イ 中小外食・中食産業の経営改善方策の検討

中小外食・中食業界の経営の効率化とサービス改善の方策を検討するとともに、新たなニーズを踏まえた中食の需要動向調査並びにこれに対応する中食業界の課題及び発展方向についての検討を行う委託事業を実施した。

ウ 外食産業の経営の合理化

中小外食業が直面している経営上の諸問題について検討を行うとともに、経営指導者の養成を図るために研修を行う中小外食業経営ソフト基盤整備事業に対して、その経費の一部を助成した。

エ 食材対策の推進

外食産業で利用する食材に適した農産物の契約栽培を推進していくため、外食サイドの諸課題の検討を行うとともに、外食向け用途として適した食材の改良開発を行う国産食材利用増進推進事業に対して、その経費の一部を助成した。

オ 情報化の推進

外食産業における情報化の推進のため、中小外食業における顧客情報のデータベース化、補充発注システムの実用化等の検討を行う外食産業情報化支援推進事業に対して、その経費の一部を助成した。

カ 地域における外食産業対策の推進

(ア) 地域の外食産業を核として、地域料理の継承と地域食材の有効利用を推進し、地域農業・経済の活性